

「看護小規模多機能型居宅介護」料金表

令和4年10月改定分

対象事業所： あすならホーム桜井

上記事業所の地域区分は「7級地」で1単位あたりの単価は **10.17円**

【基本サービス】

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1（月額料金）	12,438単位	126,494円	12,650円	25,299円	37,949円
要介護2（月額料金）	17,403単位	176,988円	17,699円	35,398円	53,097円
要介護3（月額料金）	24,464単位	248,798円	24,880円	49,760円	74,640円
要介護4（月額料金）	27,747単位	282,186円	28,219円	56,438円	84,656円
要介護5（月額料金）	31,386単位	319,195円	31,920円	63,839円	95,759円
要介護1（短期利用 1日につき）	570単位	5,796円	580円	1,160円	1,739円
要介護2（短期利用 1日につき）	637単位	6,478円	648円	1,296円	1,944円
要介護3（短期利用 1日につき）	705単位	7,169円	717円	1,434円	2,151円
要介護4（短期利用 1日につき）	772単位	7,851円	786円	1,571円	2,356円
要介護5（短期利用 1日につき）	838単位	8,522円	853円	1,705円	2,557円

【加算サービス】

加算サービスの種類	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初期加算/1日につき	30単位	305円	31円	61円	92円
認知症加算Ⅰ/1月につき	800単位	8,136円	814円	1,628円	2,441円
認知症加算Ⅱ/1月につき	500単位	5,085円	509円	1,017円	1,526円
認知症行動・心理症状緊急対応加算/1日につき	200単位	2,034円	204円	407円	611円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)/1回につき	20単位	203円	21円	41円	61円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)/1回につき	5単位	50円	5円	10円	15円
口腔機能向上加算(Ⅰ)/1回につき	150単位	1,525円	153円	305円	458円
口腔機能向上加算(Ⅱ)/1回につき	160単位	1,627円	163円	326円	489円
栄養アセスメント加算/1月につき	50単位	508円	51円	102円	153円
排せつ支援加算(Ⅰ)/1月につき	10単位	101円	11円	21円	31円
排せつ支援加算(Ⅱ)/1月につき	15単位	152円	16円	31円	46円
排せつ支援加算(Ⅲ)/1月につき	20単位	203円	21円	41円	61円
若年性認知症受入加算/1月につき	800単位	8,136円	814円	1,628円	2,441円
ターミナルケア加算/1月につき	2,000単位	20,340円	2,034円	4,068円	6,102円
退院時共同指導加算/1回につき	600単位	6,102円	611円	1,221円	1,831円
緊急時訪問看護加算/1月につき	574単位	5,837円	584円	1,168円	1,752円
特別管理加算(Ⅰ)/1月につき	500単位	5,085円	509円	1,017円	1,526円
特別管理加算(Ⅱ)/1月につき	250単位	2,542円	255円	509円	763円
看護体制強化加算(Ⅰ)/1月につき	3,000単位	30,510円	3,051円	6,102円	9,153円
看護体制強化加算(Ⅱ)/1月につき	2,500単位	25,425円	2,543円	5,085円	7,628円
訪問体制強化加算/1月につき	1,000単位	10,170円	1,017円	2,034円	3,051円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)/1月につき	3単位	30円	3円	6円	9円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)/1月につき	13単位	132円	14円	27円	40円
総合マネジメント体制強化加算/1月につき	1,000単位	10,170円	1,017円	2,034円	3,051円
科学的介護推進体制加算/1月につき	40単位	406円	41円	82円	122円
サービス提供体制強化加算Ⅰ/1月につき	750単位	7,627円	763円	1,526円	2,289円
サービス提供体制強化加算Ⅱ/1月につき	640単位	6,508円	651円	1,302円	1,953円
サービス提供体制強化加算Ⅲ/1月につき	350単位	3,559円	356円	712円	1,068円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容及事業所の職員配置等により異なります。
どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に10.2%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 新規	所定単位数に1.5%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 新規	所定単位数に1.2%を乗じた単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.7%を乗じた単位数

- ※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。
 ※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められている加算です。
 ※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。
 ※介護職員等ベースアップ等支援加算…2022年10月から介護職員等の処遇を改善するために新設された加算です。
 ※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算と介護職員等ベースアップ等支援加算が加算されます。
 ・介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅰ)の場合…所定単位数に13.4%(10.2%+1.7%+1.5%)を乗じた単位数が加算されます。
 ・介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅱ)の場合…所定単位数に13.1%(10.2%+1.7%+1.2%)を乗じた単位数が加算されます。
 ※介護保険適用料金の自己負担額
 ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計(処遇改善加算等を含む)に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。
 ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を足した金額とは、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額と差異が生じることがあります。